

議場における発言等に関する運用基準の一部を改正する基準をここに公布する。

平成20年3月18日

福島町議会議長

議場における発言等に関する運用基準の一部を改正する基準

議場における発言等に関する運用基準（平成6年12月20日施行）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 第1条～第5条（略） | 第1条～第5条（略） |
| 第6条 一般質問及び緊急質問は質問席で行い、これに対する答弁は演壇で行う。 <u>2 前項の質問時間は45分以内とする。ただし、議長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</u> | 第6条 一般質問及び緊急質問は質問席で行い、これに対する答弁は演壇で行う。 2 削除 |
| 第7条～第18条（略） | 第7条～第18条（略） |
| （参考） 議場における発言等の位置（運用基準） | （参考） 議場における発言等の位置（運用基準） |
| 1～5（略） | 1～5（略） |
| 6 <u>一般質問（45分以内）</u> 1回目質問・答弁……………質問席 演壇 再（々）質問・答弁…………… 自席 | 6 一般質問 1回目質問・答弁……………質問席 演壇 再（々）質問・答弁…………… 自席 |
| 7 <u>緊急質問（45分以内）</u> 1回目質問・答弁……………質問席 演壇 再（々）質問・答弁…………… 自席 | 7 緊急質問 1回目質問・答弁……………質問席 演壇 再（々）質問・答弁…………… 自席 |
| 8～18（略） | 8～18（略） |

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。